

高濃度PCB廃棄物の今後の処理方針について

令和3年10月

環境省環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

各事業地域における高濃度PCB廃棄物の処理の進捗状況

○ PCBは人の健康や環境への有害性が確認されている工業的に合成された化合物であり、トランスやコンデンサ用の絶縁油、熱媒体、潤滑油等に利用されている。分解されにくいいため、環境中に残留していることが知られている。

- 昭和43年 西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「カネミ油症事件」が発生。
- 昭和47年 行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等の指示。（国内使用量 累計約5.4万トン）

約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられたが、全て失敗（39戦39敗）
→ 処理の停滞・保管の長期化

この間に、高圧変圧器・コンデンサー等 約1.1万台が紛失（平成10年 厚生省調査）
→ 漏洩等による環境リスクの増加

- 平成13年 PCB特措法成立。
- 国が主導し、全国5か所にJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の処理施設を、施設立地地域のご理解、ご協力の下、順次設置。

変圧器・コンデンサー等

- 世界でも類を見ない大規模な化学処理方式
- 平成16年 北九州、17年 豊田、東京、18年 大阪、20年 北海道（室蘭）の処理施設で順次処理を開始。

安定器・汚染物等

- 高温のプラズマ照射によりPCB廃棄物を保管容器（ドラム缶等）ごと熔融分解（プラズマ処理）
- 平成21年 北九州、25年 北海道（室蘭）の処理施設で順次処理を開始。

- 平成26年 各施設の処理期限（当初は平成28年7月）を延長。再延長は無いこと等を約束。
- 平成28年 PCB特措法改正。処分期間内（計画的処理完了期限の1年前まで）の処分の義務づけ等、期限内処理を確実にするための事項を措置。

高濃度PCB廃棄物の処分期間

※計画的処理完了期限の1年前まで

安定器及び汚染物等

北海道（室蘭）・東京事業エリア

令和5年3月31日まで

変圧器・コンデンサー等

北海道（室蘭）事業エリア

令和4年3月31日まで

安定器及び汚染物等

北九州・大阪・豊田事業エリア

令和3年3月31日まで

（処分期間終了）

変圧器・コンデンサー等

東京事業エリア

令和4年3月31日まで

変圧器・コンデンサー等

豊田事業エリア

令和4年3月31日まで

変圧器・コンデンサー等

北九州事業エリア

平成30年3月31日まで

（処分期間終了）

変圧器・コンデンサー等

大阪事業エリア

令和3年3月31日まで

（処分期間終了）

低濃度PCB廃棄物の処分期間 令和9年3月31日まで